2　平成二十四年度以後の各年度における地方自治法施行令附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条の規定により特別区に交付するものとされる減収補**塡**特例交付金（同条第二項に規定する減収補**塡**特例交付金をいう。以下この項において同じ。）の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第九条第三項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。

第三条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号ハ中「算定した額を」の下に「当該年度の前年度の」を加える。

附則第六条を次のように改める。

（平成二十三年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第六条　平成二十三年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第八条第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第九条の規定により読み替えられた同令第八条第二項」と、第八条第一号イ⑴中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条第二項及び第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ⑵中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

附則第八条から第十三条までを削る。

附則第七条（見出しを含む。）中「平成二十一年度」を「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第六条の次に次の三条を加える。

（平成二十四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第七条　平成二十四年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第八条第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第十条の規定により読み替えられた同令第八条第二項」と、第八条第一号イ⑴中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条第三項及び第十七条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ⑵中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十七条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成二十五年度及び平成二十六年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第八条　平成二十五年度及び平成二十六年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第八条第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条の規定により読み替えられた同令第八条第二項」と、第八条第一号イ⑴中「地方財政法施行令附則第十三条第三項及び第十八条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ⑵中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成二十七年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第九条　平成二十七年度以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第八条第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第十二条の規定により読み替えられた同令第八条第二項」と、第八条第一号イ⑴中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ⑵中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第八十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百四十六号」を「第百五十三号」に改め、第五十号を削り、第五十一号を第五十号とし、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号を第五十二号とし、第五十四号を削り、第五十五号を第五十三号とし、第五十六号を第五十四号とし、第五十七号を第五十五号とし、第五十八号を削り、第五十九号を第五十六号とし、第六十号から第八十九号までを三号ずつ繰り上げ、第九十号を削り、第九十一号を第八十七号とし、第九十二号から第九十九号までを四号ずつ繰り上げ、第百号を削り、第百一号を第九十六号とし、第百二号から第百五号までを五号ずつ繰り上げ、第百六号及び第百七号を削り、第百八号を第百一号とし、第百九号から第百四十六号までを七号ずつ繰り上げ、同条に次の十四号を加える。

百四十　地域自主戦略交付金（第十一号、第三十三号又は第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

百四十一　沖縄振興自主戦略交付金（第十一号、第三十三号又は第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

百四十二　情報通信利用環境整備推進交付金

百四十三　北方領土隣接地域振興等事業補助率差額

百四十四　農業経営対策整備交付金

百四十五　農山漁村六次産業化対策推進交付金

百四十六　農山漁村六次産業化対策整備交付金